

平成24年8月6日
教育振興課

全国都道府県教育委員会連合会分科会（7/19 徳島）
意見交換会概要

○意見交換テーマ **いじめ事案への対応**

【各県委員長】

- ・危機管理対策を考えている。1校に1名、問題行動に対応できる教員を養成し、どこかで何かあつたら、そこに集まる。
- ・いじめは早いうちに芽を摘むことが大事。大津の事件にはスピード感がない。
- ・生徒と先生の信頼関係ができるよう教育委員会が後押しすべき。

【各県教育長】

- ・大津市長は、教育委員会制度そのものに問題があるとしている。都道府県教委は何をすべきなのか、共通認識を持ちたい。
- ・子供の自殺について、警察出向者を教育委員会に受入れ、情報共有を図っている。第三者の意見入手して対応することが必要。
- ・市町は体制が十分でないため、市町のことでも県教育委員会が、マスコミ対応など相当前面に出る必要がある。
- ・今回の事案について、国は検証し、各教育委員会に伝えるべき。
- ・地域の見守り能力の欠如が一因か。学校もその閉鎖性に由来しているのではないか。
- ・「いじめ」問題と併せて、「ネット」の問題も大きい。
- ・学校、先生も危険なことに早く気づく感覚を高めることが必要
- ・人権感覚を養っていくことが必要。県を挙げて取り組んでいく。ケーススタディも大切と思う。
- ・小さな芽を摘む。先生方が情報をとらえて、対応していくことが必要。8月中には、学校、市町での議論を進め、考え方を整理していく。

平成 24 年 8 月 6 日

高 校 教 育 課

県立学校長と意見交換会概要（いじめ）

○第1分科会の記録

藤島、高志、羽水、足羽、三国、金津、丸岡、勝山、大野

2 いじめ問題への取組

学校名	状況報告
羽水	<ul style="list-style-type: none">・アスペルガー生徒へのからかい。「からかい」と「いじめ」の区別がつきにくい。・ブログでの誹謗中傷。教員が気付きにくい。・保護者は自分の子どもしか見ていない。親同士が対立する事例有り。
高志	<ul style="list-style-type: none">・携帯電話による広がりが危険。
丸岡	<ul style="list-style-type: none">・「なりすまし」の事例有り。・養護教諭からの情報（中学校でのいたずら、からかい）が有効。
足羽	<ul style="list-style-type: none">・クラス替えでなじめない生徒の事例。→全体に話。職員全体で理解し取り組む。・兄弟が少なく家族内のつきあいが少ない。ライオンズクラブの協力を得て、ロールプレイをして、断り方などを学んでいる。
三国	<ul style="list-style-type: none">・エスカレートするポイントがあり、兆候が出ている。見逃さず相談室を活用する。
大野	<ul style="list-style-type: none">・いじめの早期発見早期対応に向けて QU（学校生活アンケート）を活用し、クラスや生徒の状況を把握する。

◎林教育委員長より

- ・高校でのいじめは聞いたことがなかった。
- ・子どもの問題は子どもが解決するのが一番。が、今の世の中では通用するか疑問。
- ・理想論かもしれないが、クラスの中で生徒同士で解決すべきもの。和気藹々とした学級作りをお願いしたい。
- ・メールなど顔を合わせずにがんがんやることが悪影響をおよぼしている。社会に出て行っても問題は残る。
- ・昔はいじめがあったが、リーダーがいてまとめていた。
- ・昔は教員は神様のような存在だった。今の親はそう思っていない。教員が自らを高め、保護者の信頼を得る努力をして欲しい。

◎林教育長より

- ・いじめの早期発見は難しい。その都度適切な対応が出来るように、具体的な事例を集めた事例集を充実したものにしていきたい。各学校で検証し、集約したい。
- ・ブログなどの問題は学校内だけで解決できない。犯罪につながってからでは遅い。青少年健全育成の観点で、学校だけでなく行政も含めて考えていきたい。

○第2分科会の記録

丹南・丹生・武生・武東・敦賀・美方・若狭・若東・鯖江

2 いじめ問題への取組

学校名	状況報告
武生（定時制）	・小さい頃から同じグループで育ってきたことで、生徒間での力の逆転現象（昔のいじめっ子が今はいじめられっ子に）が見られることがある。教員は観察力を持ってよく把握しておかねばならない。
敦賀	・いじめかどうかを追求していくことは非常に困難である。軽微な場合には、できるだけ早い内に（即日）、お互いに和解させておくことが必要。
鯖江 武生東	・学年会等のチームによる対応や家庭訪問等を通して生徒理解に努めるなど、いじめや暴力行為が起きないよう、日頃から配慮しておくことが必要。
丹生 武生	・学校ができる対応にも限界があるのではないか。警察や弁護士等の協力や指導を仰ぐことも視野に入れるべきではないか。

◎川畠委員より

- ・生徒から教員（特に女性教員等）が暴力をふるわれるようなケースはないか。義務制の学校の方が高校より多いのではないか。そのような場合は、学校全体で対応していくしかないのではないか。

◎小和田企画幹より

- ・早期発見・早期対応が絶対必要。（芽のうちに摘んでしまうこと）
- ・発生した場合は、すべての教育活動に優先して真っ先に対応すべきである。
- ・必要な場合は、多くの教員を導入し、チームとしてスピード感を持って事実確認しなければならない。

○第3分科会の記録

福井農林、坂井農業、小浜水産、科学技術、春江工業、奥越明成、武生工業、敦賀工業、
福井商業、勝山南、武生商業、道守

2 いじめ問題への取組

項目と状況

① 早期発見・早期対応が大事

- 特に、クラス担任・副担任、教科担任の連携が大切になる。
- さらに、個々の教員をつなぐ組織として、養護教諭、担任、カウンセラー、学年主任、関係部長等で構成される「いじめ等対策委員会」等の委員会を活用して、学校としての対応を早めに打ち出すことで、生徒一人一人にあった対応策を打ち出せる。
- 家庭との連携も大事。早い段階から保護者、担任等、カウンセラー等が生徒についての情報を共有して、連携する必要がある。

② 専門学科ではクラス替えがない

- クラスが3年間固定されるので、いじめ等については初期対応が重要になる。
- 多くの教職員が関わることで、生徒一人一人をよく見て育てていこうとする意識作りが重要になる。

③ ネット社会とのつきあい方を学ぶ必要性

- ネット社会については、教員も、保護者も知らない世界である。対応が遅れている。
- 相手が見えない世界である。
例：ブログを公開している子が、ブログに架空のことを日記風に書いていた。その架空のことが事実として受け取られ、「炎上」したという出来事が報告される。怖さを生徒は痛切に感じたという。

◎清川委員より

- 企業でも、セクハラ・パワハラがある。受け手の気持ち次第の所がある。早期発見早期対応が大切である。
- ネット社会のモラル等については、学校で教育してほしい。

○第4分科会の記録

盲、ろう、福井東養護、福井南養護、嶺北養護、清水養護、南越養護、
嶺南東養護、嶺南西養護

2 いじめ問題への取組

※特別支援学校内では、いじめはあまりないが、学校外の人にいじめられる可能性は高い。

項目と状況
<p>① いじめの定義</p> <ul style="list-style-type: none">被害者が『いじめ』と感じたら、『いじめ』である」という定義がぶれないように。文科省の平成18年の通達「いじめ問題に対する取組」を徹底すべき。風化させないことが大事。
<p>② いじめの予防策</p> <ul style="list-style-type: none">特別支援学校と普通学校の交流学習、共同学習が効果的である。障害のある子どもたちとの交流を通して、「同じ人間なんだ」という思いや思いやりの心など、貴重な学びや気づきがある。積極的に交流をお願いしたい。また小中での普通学級と特別支援学級の交流学習も効果がある。特別支援学校では、幼小中高のつながりの中で上級生が下級生の面倒を見る場面がたくさんある。その中で弱者に対する思いやりの心が育っている。ろうの子どもは耳が聞こえないことでいろいろと被害妄想に陥る。ろうの大人が週1回「自立活動」の時間に、自分の経験を語ったり、コミュニケーションの取り方等について生徒に指導している。ロールモデルにもなり、効果も高い。
<p>③ いじめの例</p> <ul style="list-style-type: none">「中学時代、特別支援学級に在籍し、いじめられ、特別支援学校に進学後も、登下校時、同じ生徒にいじめられていた。」この例からも、障害のある人への理解を深めることが大事。インクルーシブ教育が進む中で、普通学校で障害のある生徒がいじめられたり、孤立したりしないように、普通学校での人権教育が大事。
<p>④ 卒業後のケア</p> <ul style="list-style-type: none">社会走出去いくと、今まで遭遇しないようなつらい経験をするだろう。その時不当な扱いに対して、いやなことは「いや」と言えるように、教育する必要がある。また企業との連携もお願いしたい。

◎平泉委員より

・幼いころ、学校でいじめがあった時、先生に『いじめられた子は、親や家族にとってどれほど大事にされているか、かけがえのない存在であるか』を教えられ、『いじめはやってはいけないことだ』と分かった。小さい時から『いじめはダメである』ということを、毅然とした態度で教えていくことが大事だと思う。



義教第233号

平成24年7月26日

各市町教育委員会様

各地方教育委員会連絡協議会様

嶺南教育事務所長様

福井県教育委員会

いじめ等問題行動への取組の徹底について（通知）

他県においていじめに関連した自殺事案などが発生しており、児童・生徒のいじめ等の問題行動について、教育委員会および小・中学校における具体的な対応の在り方が問われているところです。

このため、別紙のとおり文部科学省より通知がありましたので、所属の小・中学校に周知願います。

本県では、平成22年11月15日付け義教第255号で周知したとおり、教師一人ひとりがその重要性を認識し、いじめ等の未然防止および早期対応等の徹底を図ってきたところです。

各教育委員会においては、改めて各学校でいじめ等への対応について再検討するよう指導するとともに、小・中学校における問題行動の実態を確認し、更なる実効性のある対応策を検討されるようお願いします。

福井県教育庁義務教育課長

TEL 0776-20-0574

FAX 0776-20-0671

義教第227号

24.7.19

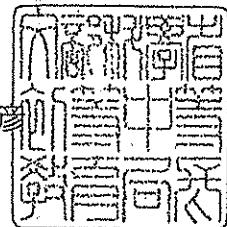


平成24年7月17日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

布 村 幸



(印影印刷)

「文部科学大臣談話」について

滋賀県の中学校において、生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生し、当該生徒がいじめにあっていた事実が確認され、深刻に受け止めているところであります。

いじめの問題への対応については、平成18年10月19日付け初等中等教育局長通知「いじめの問題への取組の徹底について」(18文科初第711号)において、「いじめは、決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであること」や、「いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること」等をお願いしているところですが、このたび文部科学大臣より、学校、教育委員会、国が一丸となって取り組むよう「文部科学大臣談話」が発表されました。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、この趣旨について周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

(本件連絡先)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係

電話 : 03-5253-4111 (内線3298)

E-MAIL : s-sidou@mext.go.jp

文部科学大臣談話

＜すべての学校・教育委員会関係者の皆様へ＞

いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案が発生していることは大変遺憾です。子どもの命を守り、このような痛ましい事案が二度と発生することのないよう、学校・教育委員会・国などの教育関係者が担うべき責務をいまいちど確認したいと思います。

いじめは決して許されないことですが、どの学校でもどの子どもにも起これりうるものであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応しなければなりません。文部科学省からの通知等の趣旨をよく理解のうえ、平素より、万が一の緊急時の対応に備えてください。

学校においては、日常において決していじめの兆候を見逃すことなく、いじめを把握したときは抱え込まずにすみやかに市町村教育委員会に報告してください。

報告を受けた市町村教育委員会は、当事者としての責任をもって、学校とともに迅速かつ適切な対応を行ってください。

また、児童生徒等の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると認めるときは、そのような事態に至る前に、すみやかに関係者で連携することが必要です。都道府県教育委員会は、学校や市町村教育委員会を可能な限り支援してください。文部科学省も積極的に支援いたしますので、市町村教育委員会、都道府県教育委員会はすみやかに文部科学省へ状況を報告してください。

子どもの命は非常に大切であり、守らなければなりません。このため、学校、教育委員会、国などの関係者が一丸となって取組んでいきたいと考えています。

平成24年7月13日

文部科学大臣 平野 博文